

住宅取得奨励金

企画空港政策課 企画調整係
☎77・3926

定住促進および地域活性化を図るため、芝山町内に住宅を新築または購入した方を対象として、最大120万円の奨励金を交付します。

■対象者

- ・自らが居住する目的で住宅を取得する方
 - ・交付対象住宅に5年以上居住する意思がある方
 - ・交付対象者の属する世帯全員に町税の滞納などが無い方
- ※対象は前記の限りではありません。詳細はお問い合わせください。

■対象住宅

- ・令和3年4月以降に取得した住宅
 - ・取得費用が新築の場合500万円以上（土地代を除く）、中古の場合500万円以上（土地代を含む）の住宅
 - ・居住面積が50㎡以上の住宅
- ※対象は前記の限りではありません。詳細はお問い合わせください。

■申請受付期間

対象住宅に居住後1年以内に申請してください。

■交付方法

交付金額を均等に5年に分割

して交付します。

■交付金額（最大120万円）

【基準額】50万円

【町内業者による新築の場合】

20万円加算

【若者夫婦世帯（※1）または子育て世帯（※2）の場合】

30万円加算

（※1）若者夫婦世帯

夫婦ともに満年齢が40歳以下の世帯

（※2）子育て世帯

交付対象者の属する世帯に、中学生以下の子ども（出産予定含む）がいる世帯

【転入者（※3）の場合】

20万円加算

（※3）転入者

転入日から起算して2年未満で、転入日前1年間芝山町に居住していない方

【その他

町内在住の方であっても、新たに住宅を取得した場合は申請できません。

※増改築は対象外となります。

住宅リフォーム補助金制度

企画空港政策課 都市計画係
☎77・3909

住宅環境向上と既存住宅ストックの活用促進とともに、地域経済の活性化および空家対策の促進を図るため、リフォーム工事の一部を補助します。

■対象者

- ・補助対象住宅に現に居住かつ当該住宅所存地を住所としている、または工事の実績報告までにその予定である方
 - ・同一世帯員に当補助金を受け方がいないこと
 - ・世帯全員に町税などの滞納がない方
 - ・補助を受ける住宅に今後最低10年間居住予定である方
- ※前記の要件を全て満たす必要があります。

■対象住宅

- 【自己の居住用に供する住宅・マンションなどの集合住宅の場合】 個人占有部分
 - 【店舗などの併用住宅の場合】 個人住宅部分
- 対象となる工事
- ・住宅の機能の維持向上または居住環境の向上を図るために行う修繕、改築、増築、減築などの工事で建築基準法その他法令に違反しない工事
- ・町内施工業者（本店、個人事業主）による工事

（業主）による工事

・工事金額が10万円以上（税抜）の工事

・対象工事が他の補助金などと重複していない工事

・令和5年2月末日までに完了かつ実績報告ができる工事

※前記の要件を全て満たす必要があります。

【通常リフォームの場合】

補助対象経費の合計額（税抜）の10%で限度額40万円

【空家リフォームの場合】

補助対象経費の合計額（税抜）の15%で限度額60万円

※現に空家または空家となる予定の住宅へ新たに入居する際のリフォームの場合です。

■申込み受付期間

4月1日（金）～5月20日（金）

■提出書類

①事前申込書（第1号様式）

②リフォーム工事見積書（写し）

※予算額を超える申し込みがあった場合は抽選となります。

住宅等の耐震化

企画空港政策課 都市計画係
☎77・3909

地震による住宅の倒壊被害を最小にし、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目指して耐震関係の補助を行っています。(4月1日より申請可能)

芝山町木造住宅耐震診断補助金

■対象建築物

- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅および併用住宅部分(居住の用に供する床面積が当該併用住宅の延べ面積の2分の1以上のものをいう)

■対象者

- ・補助対象建築物を自ら所有し居住しており、町税などの滞納がない方

■補助額

- ・耐震診断に要した費用の3分の2の額で限度額8万円

芝山町木造住宅耐震改修補助金

■対象建築物

- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅および併用住宅部分(居住の用に供する床面積が当該併用住宅の延べ面積の2分の1以上のものをいう)

宅の延べ面積の2分の1以上のものをいう)

- ・地上階数が2以下であること
- ・建築基準法の規定に違反していないこと

- ・耐震診断において「倒壊する可能性がある」または「倒壊する可能性が高い」と診断され、かつ耐震改修工事後の耐震診断で「倒壊しない」または「一応倒壊しない」となることが期待できるものであること
- ・令和5年2月末日までに完了し、実績報告ができること

■対象者

- ・補助対象建築物を自ら所有し居住しており、町税などの滞納がない方

■補助額

- ・耐震改修に係る設計に要した費用の3分の2に相当する額で、限度額4万円
- ・耐震改修に係る工事監理に要した費用の3分の2の額で、限度額6万円

- ・耐震改修に係る工事に要した費用の100分の23の額で、限度額40万円

危険ブロック塀等対策事業補助金

■対象者

- ・ブロック塀等(※1)の所有者または管理者

ただし、次の要件に該当している方は対象外です。

- ・町税などを滞納している方
- ・販売目的で整地や解体を行う方
- ・公共事業等の用地取得に伴う損失補償対象となる危険ブロック塀等の撤去を行う方

(※1) ブロック塀等

- ・コンクリートブロック塀、組積造(レンガ造など)の塀、万年塀、その他これらに類する塀および一体の門柱ならびに基礎

■対象要件

- ・芝山小学校の敷地からおおむね500m以内の区域に存在している
- ・道路面からの高さが1・2m以上かつ高さがブロック塀と道路境界までの水平距離より高い
- ・道路に面している
- ・町役場職員による事前調査で危険と判定された

※前記の要件を全て満たす必要がありません。

■対象工事

- ・危険コンクリートブロック塀等を撤去する費用および撤去したブロック塀等の代替として必要となる軽量フェンスなどを設置する工事

- ・令和5年2月末日までに完了し、実績報告ができること

■補助額

【危険コンクリートブロック塀等の撤去】

- ・撤去にかかる費用の2分の1
- ・撤去する危険コンクリートブロック塀等の長さに1m当たり10,000円を乗じて得た額
- ・最大100,000円

- ※全撤去または高さ40cm以下に減じる工事で、前記のいずれかのうち最も少ない額を補助します。

【軽量フェンス等(※2)設置】

- ・設置にかかる費用の2分の1
- ・設置する軽量フェンス等の長さに1m当たり10,000円を乗じて得た額
- ・最大150,000円

(※2) 軽量フェンス等

- ・アルミ、スチール、ネットフェンス、生垣などの重量が重いもの以外のフェンスや門など